

＝ 生活心得 ＝

諫早市立明峰中学校

1 時間を守り、けじめある生活をしよう。

歩いて登校するか、自転車登校を基本とする。明峰坂から登校する生徒は、登下校とも山側を歩行し、鎮西大学方面から登校してくる生徒は、登下校とも大学側を歩行する。

7時55分までには生徒玄関を通過し、8時までには荷物を片付け着席し、朝読書に取り組む。

2 身だしなみをきちんとしよう。

(1) 頭髪

- ①男子は、前髪は目にかからないように、横髪は耳にかからないように、後髪は学生服の襟にかからないようにする。
- ②女子は、前髪は目にかからないようにし、横髪・後髪が肩にかかったら結ぶ。結び目は1つとし、結び方は問わない。また、耳より高い位置で結ばない。
ヘアゴムやピンは黒、紺、茶の単色とし、装飾的なものが付いているものは不可。また、不要に付けないこととする。
- ③染髪したり、整髪料をつけたりすることは禁止する。
- ④一部だけを短く刈り込むことを禁止する。(横髪を短く、後ろ髪を長くする等)
- ⑤眉を剃ったり、抜いたり、化粧やピアス等をするを禁ずる。
- ⑥縮毛がひどく、ストレートパーマなどをする場合は、必ず担任に申し出る。

(2) 服装

①制服

(男子) 本校で指定された標準学生服とする。(襟に校章の刺繍入り) 学生服の下はカットシャツを着用する。

(女子) 本校で指定された制服とする。

(共通) ・冬服の時は、防寒のため制服の下にセーターやトレーナーを着てよいが、襟や袖から極力見せないようにすると同時に、黒や紺などの派手でない色にする。また、フードのついたものやハイネックのものは禁止する。

- ・中間服、夏服の時、カットシャツの下に着る衣類(Tシャツ、下着)の色は、白(カットシャツ)に似合う色のものを着用する。濃い色や柄物は着用しない。
- ・中間服の時、カットシャツの袖を暑い場合は袖を折り曲げてよいが、きちんと折ること。
- ・制服の中に、部活動の練習着や体操服を着てはいけない。

- ②名札は、胸ポケットに正しくつける。(新しく注文するときは担任へ申し出ること。)
- ③靴下はくるぶしが完全に隠れる長さとし、色は白、黒、紺、グレーの単色とする。メーカーロゴなどのワンポイントやラインが入った靴下も可とするが、ラインはつま先部分のみとする。なお、ワンポイントやラインの色は問わない。(ルーズソックスは不可。)
- ④ストッキングやタイツ、スパッツは黒、紺、ベージュで無地のものとし、ラインやロゴが入ったものは不可とする。スパッツについては、防寒着として着用するため、足首が隠れる長さとする。
- ⑤男子のズボンのベルトは、黒色または紺色で、無地とする。装飾的な模様やデザインが入ったものは不可。
- ⑥個人の判断に応じて防寒着防寒具の使用着用を認める。ただし、校舎内では身に着けないこと。
男女共通 … 手袋、マフラー、ネックウォーマー
女子のみ … カーディガン、ストッキング、タイツ、スパッツ
 - ・女子のカーディガンの色は、黒色か紺色とする。
 - ・手袋、マフラーは制服にあった華美でない色と柄とする。(黒や紺などの派手でない色)
 - ・保護者から特に願いがあった場合にはコートの使用も認めるが、黒か紺色に限る。
- ⑦ミサンガや健康リング等の着用は禁止する。

(3) 靴

学校指定のものを使用し、かかとを踏みつけない。

- ①上履き（学年別に色分け）…（青）（緑）（黄）＜ハイスクール4型＞
- ②体育館シューズ…（青）（緑）（黄）＜ジムスターS01＞
- ③通学靴（体育時運動靴）…白単色で運動ができる靴。可能な限り、学校が推奨する靴を使用する。
学校推奨……全学年共通オールホワイト ＜SA006＞

(4) カバン

学校指定のカバンを使用する。カバンに入りきらない補助バックの使用も可とする。自分の物と判断するためキーホルダーを付けることを認める。ただし、個数は1個で、大きさは手の平サイズとする。

(5) 所持品

- ①同一のものを使用することが多いので、所持品にはわかりやすく記名をする。
- ②学校教育に不必要なもの、許可されていないもの、不要な金銭は持ってこない。
- ③カッターなどの刃物は持ってこない。（ハサミも極力持ってこない）
【特に携帯電話、スマートフォンは、市内全ての中学校で持ち込み厳禁となっている。】

(6) 登下校

- ①基本、学生服で登下校する。ただし、部活動後は部活動で使用するウェア等で下校することも可とする。
- ②登下校中に買い食いなどは絶対にしない。
- ③登校について明峰中下の道を通るときは山側、鎮西学院大学を通るときは大学側を通る。

3 学校に届け出、または許可を必要とするもの

- (1) 自転車通学をする場合。（学校から直線距離2km以上の該当者で希望する者）
- (2) 欠席・遅刻・早退をする場合。
- (3) 長期の旅行をする場合。
- (4) 交通事故や突発的な事故、病気・事故入院、転校等。

きまりを守らず、再三の指導にも従わない場合（改善が見られない場合）は保護者に連絡の上、帰宅して直してもらいます。改善するまでは、教室には入れません。

具体的には…

- 注意されてもピアスを外さない
- 著しく心得に違反した髪型、靴、靴下、制服の着方をしているが、直そうとしない。
- 髪を染色し、注意されても黒に戻そうとしない など

自分の感情をコントロールし、学校や社会のきまりを守り、積極的に学習や部活動等に励む中で、明るく、充実した中学校生活を送れるように努力しよう。

冬服

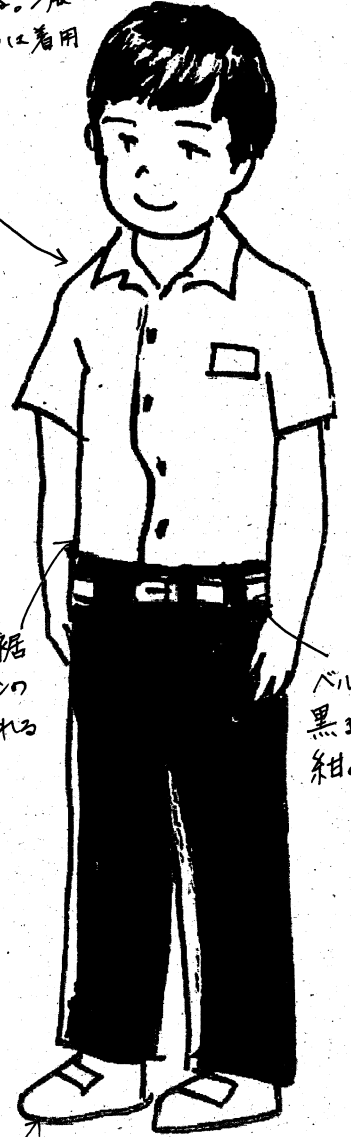
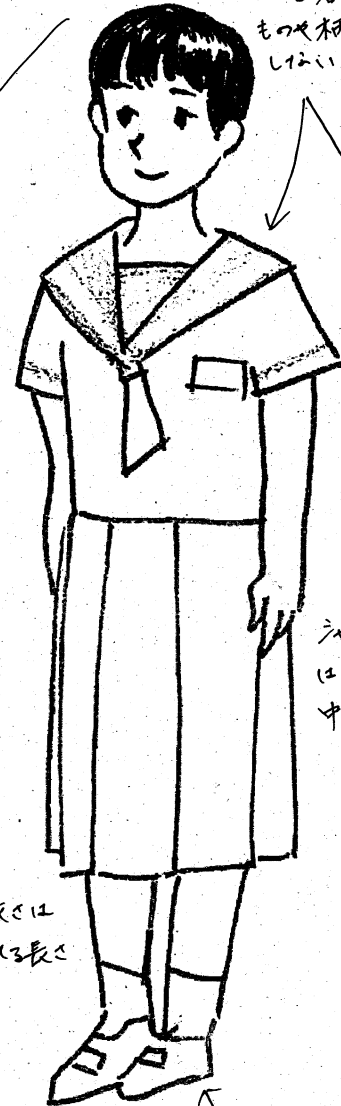
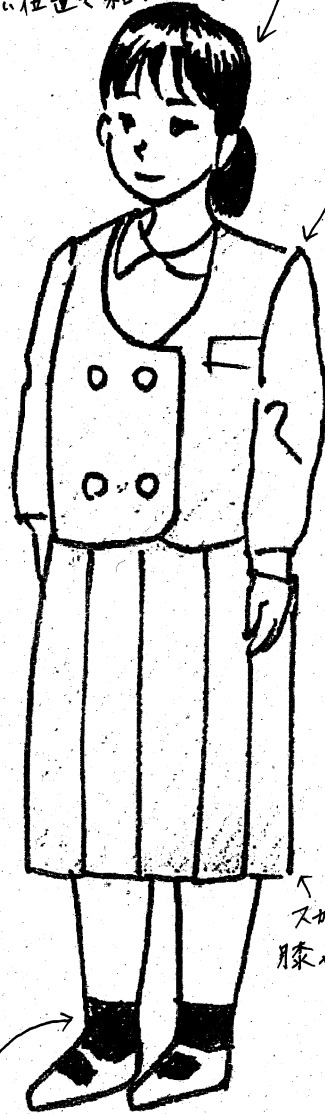
中間服

夏服

前髪は目に、横髪は耳に、
後髪は学生服の襟にかからないようにする

前髪は目にかからないようにし、横髪・後髪が肩に
かかるくらい結ぶ。結び目は1つとし、結び方は問わない。
また、耳より高い位置で結ばない。

中間服、夏服時の肌着は、
白に似合う色のものを着用する。濃い
ものや柄ものは着用
しない。



制服から
下のシャツが
出ないように
する

スカートの際は
膝が隠れる長さ

シャツの裾
はズボンの
中に入れる

ベルトは
黒または
紺の無地

白単色で
運動ができる靴

靴下の色は白、黒、紺、グレー
の単色 ライン(つま先部分のみ)と
フアンポイントは可。くるぶしより短い
ものは不可

学年指定の
上履さ

令和6年度 自転車通学規定

明峰中学校生徒指導部

1. 通学を認める地域

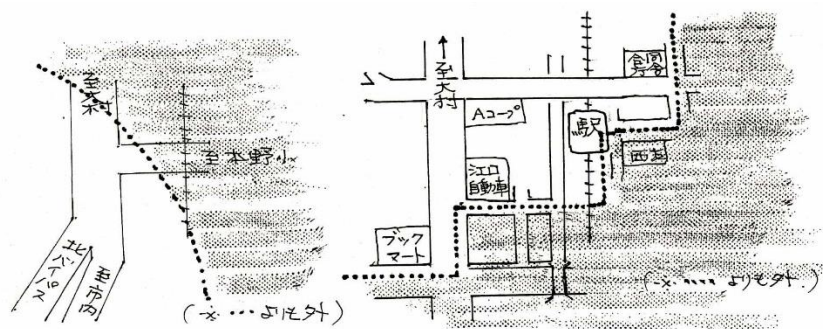
明峰中学校を中心として半径2km以上を目安とし、下図の範囲を認める。(地図を参照)

< 本野方面 >

*本野交差点より学校から遠くなる地域

< 永昌方面 >

*下図の範囲



2. 手続き

- (1) 2・3年生は4月9日(火)に、新1年生は4月10日(水)に自転車通学担当者が自転車通学を希望する生徒を集め、自転車通学に関する決まりなどを確認し、「自転車通学許可願」と「通学用自転車点検カード」を配布する。
*「自転車通学許可願」は、2・3年生は前年度のものを配布し、変更点(学年やクラスなど)のみ訂正させる。
- (2) 家庭での点検を済ませ、15日(月)までに学校での自転車点検を受ける。点検は学級担任か学年生徒指導担当で行う。
*学校での点検が終了するまでの期間は、特例として自転車通学を認める。
- (3) 点検合格後、「許可シール」を購入(100円・新規希望者のみ、自転車通学担当者が管理)し、自転車に貼り、自転車通学が認められる。
- (4) 自転車点検は、年2回(4月と11月)実施する。

3. 乗り方(マナー)

- (1) 自転車は車両扱いです。道路交通法を遵守すること。
- (2) 片手運転や2人乗り、スピードの出しすぎなど、危険な運転はしないこと。
- (3) ドロップハンドルなど、改造された自転車での通学は認めません。
- (4) 明峰坂から学校敷地内の区間での乗車は禁止です。
- (5) ヘルメット(必ず記名する)を着用し、あご紐を締めること。
- (6) 雨天時の傘を差しての乗車は禁止する。雨ガッパを利用すること。
- (7) 自転車は駐輪場に停めること。

4. 違反者への罰則

- (1) 1回目の違反…1ヶ月の自転車通学禁止(保護者へ連絡)
- (2) 2回目の違反…その年度の自転車通学禁止(保護者へ連絡)
*「3. 乗り方(マナー)」の項目に違反した場合は厳しく対応します。